

定 款

社団法人 糸魚川法人会

社団法人 糸魚川法人会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人糸魚川法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新潟県糸魚川市に置く。

第 2 章 目的、事業及び組織

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、地域内の全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、友誼団体と協調連携して、租税に関する調査研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて良き法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催
- (4) 機関紙の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行
- (5) 関係官庁並びに友誼団体との協調
- (6) 財団法人全国法人会総連合及び社団法人新潟県法人会連合会並びに各法人会との相互連携
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会には、前条に規定する事業の円滑な運営を図るため、地域別の支部及び、青年部・女性部を設置することができる。

2. 支部、青年部及び女性部の運営については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、糸魚川税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第8条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有すると共に、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 解散
- (3) 除名

(退会)

第10条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
2. 前項の規定により、会員を除名しようとする場合には、その会員に、理事会で弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第12条 会費は、総会の決議を経て別に定める。

2. 会費は、毎年一定の時期に、これを納入するものとする。
3. 既に納入した会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第13条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

(役員の種類)

第14条 本会に次の役員を置く。

理 事	18名以上 20名以内
内 会 長	1名
副 会 長	3名
会計理事	1名
監 事	2名

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者又はその役員のうちからこれを選任する。

2. 会長、副会長及び会計理事は、理事の互選により、これを選任する。

(役員の職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。

3. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

4. 会計理事は、本会の会計を処理する。

5. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のために選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第18条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の議決によりその役員を解任することができる。

(役員の報酬)

第19条 役員は、原則として無報酬とする。

第5章 顧問、相談役、参与、委員及び事務局

(顧問、相談役及び参与)

第20条 本会に顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
3. 顧問、相談役及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第21条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員長、副委員長及び委員は、理事会の推薦により、会員たる法人の代表者又はその役員のうちから、会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、若干名の職員を置き、会長がこれを任免する。

(帳簿及び書類等の備え付け及び閲覧)

第23条 事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えて置かなければならない。

ただし、第1号から第3号及び第8号に掲げる書類については最新版を、第6号及び第9号に掲げる書類については5年分を備えて置くものとする。

- 一 定款
 - 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - 三 理事、監事、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書
 - 四 許認可等及び登記に関する書類
 - 五 会議の議事録
 - 六 事業報告書及び収支計算書
 - 七 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 八 事業計画書及び収支予算書
 - 九 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
 - 十 その他必要な帳簿及び書類等
- 2 前項第1号、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びに会員名簿及び役員名簿については、原則としてこれを一般の閲覧に供するものとする。

(規則の制定)

第24条 委員会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(会議の種類)

第25条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第26条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも、会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第27条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後、2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は、開催の日から少なくとも 5 日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長が、やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(会員の表決権)

第28条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2. 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。
3. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第29条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第30条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 収支決算及び収支予算
- (3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他、会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第31条 役員会を分けて、理事会及び正副会長会とする。

2. 理事会は、理事の全員をもって組織し、正副会長会は、会長、副会長をもって組織する。
3. 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4. 顧問、相談役及び参与は、会長が必要と認めたととき役員会に出席して意見を述べる
ことができる。

(役員会の開催及び招集)

第32条 役員会は、会長が必要と認めたとときこれを開催する。

2. 役員会の招集については、第27条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第33条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決す
るところによる。

(役員会の付議事項)

第34条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において、理事会に委任された事項
- (4) その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

第35条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理す
る。

(資産の区分)

第38条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に

組み入れられる資産とする。

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第39条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第40条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第41条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告と共に総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3. やむを得ない理由により、事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込み時期を、遅滞なく主務官庁へ報告するものとする。

(剰余金の処分)

第43条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

第46条 本会を解散しようとするときは、総会において会員の総数4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければこれを変更することができない。

(残余財産の処分)

第47条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細則)

第48条 この定款施行において、必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
2. 従来、糸魚川地区法人会連合会、糸魚川市法人会、青海町法人会及び能生・名立地区法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 理事会及び監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、創立総会の日から平成2年3月31日までとする。
5. 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
6. 平成13年7月4日より、関東信越国税局長認可第7号により、第5条文言中地区会とあるを支部と改める。
7. 平成13年7月4日より、関東信越国税局長認可第7号により、第14条役員につき副会長2名とあるを4名と改める。